

令和2年11月

児童・生徒及び保護者の皆様へ

加古川市青少年育成連絡協議会

### 「こどもを守る 110 番の家」について

「こどもを守る 110 番の家」とは、子どもたちが学校の登下校等で、誘拐や暴力、痴漢などの被害に巻き込まれそうになった際、子どもたちを安全に保護し、学校や警察等への通報にご協力いただいている家のことです。

加古川市青少年育成連絡協議会では、子どもたちが、日常的に変質者などに遭遇する状況が後を絶たない中、事件や事故から子どもたちを守るため、地域の皆様方のご協力を得て緊急避難場所として「こどもを守る110番の家」を設置しています。そして、加古川警察署や加古川地区防犯協会の連携のもと、地域、学校、警察への連絡、通報体制を確立し、地域における子どもたちの安全対策を行っております。

「こどもを守る 110 番の家」には、下のようなプレートがつけられています。

【校区事務局】各中学校

【市事務局】青少年育成課（青少年女性センター内） TEL：422-8188

家庭でも、「いかのおすし」を子どもに教え、家族で安全について話し合ってください。



### いかのおすし

いか 知らない人についていかない  
の 知らない人の車にのらない  
お 「助けて」とおお声でさけぶ  
す すぐにげる  
し おとなの人にしらせる

※ 万が一の場合、かならずしも近くに「こどもを守る 110 番の家」があるとは限りません。そのようなときは、恥ずかしがらず、近くにいる大人の人や近所の家などに助けを求めるようにしましょう。